

熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付することで、危険住宅からの移転を促進します。

事業対象住宅（危険住宅）

次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅¹

(1)「災害危険区域」 建築基準法に基づき県又は市町村が条例で指定

熊本市においては熊本市建築基準条例により急傾斜地崩壊危険区域としています。

(2)「がけ条例により建築を制限している区域」²

建築基準法に基づき熊本市建築基準条例により建築を制限している区域

(3)「土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）」

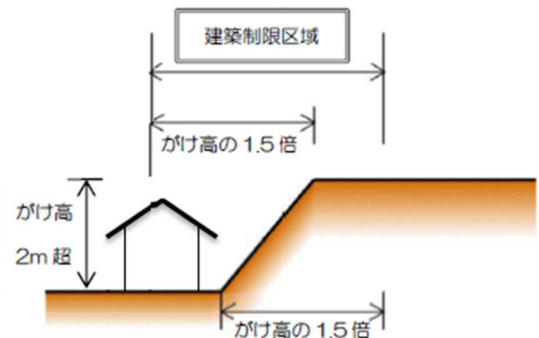
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき知事が指定

1 法令の施行又は適用時に現存し、又は工事中の住宅で、これらの

規定に適合しないものをいい、法令の適用後に建築された住宅で

規定に適合しない「違反建築物」とは異なります。

2 がけ条例による制限



事業主体

・熊本市

補助金交付要件

・これまで住んでいた住宅を除却すること

補助対象経費・補助限度額

経費	経費の内容	補助限度額
除却等費	危険住宅の撤去、動産の移転、仮住居、跡地整備費等に要する経費	1戸当たり80万2千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（土地取得含む）をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%限度）に相当する額の経費	1戸当たり415万円 （建物319万円、土地96万円）

補助金申請手続きの流れ

事前協議

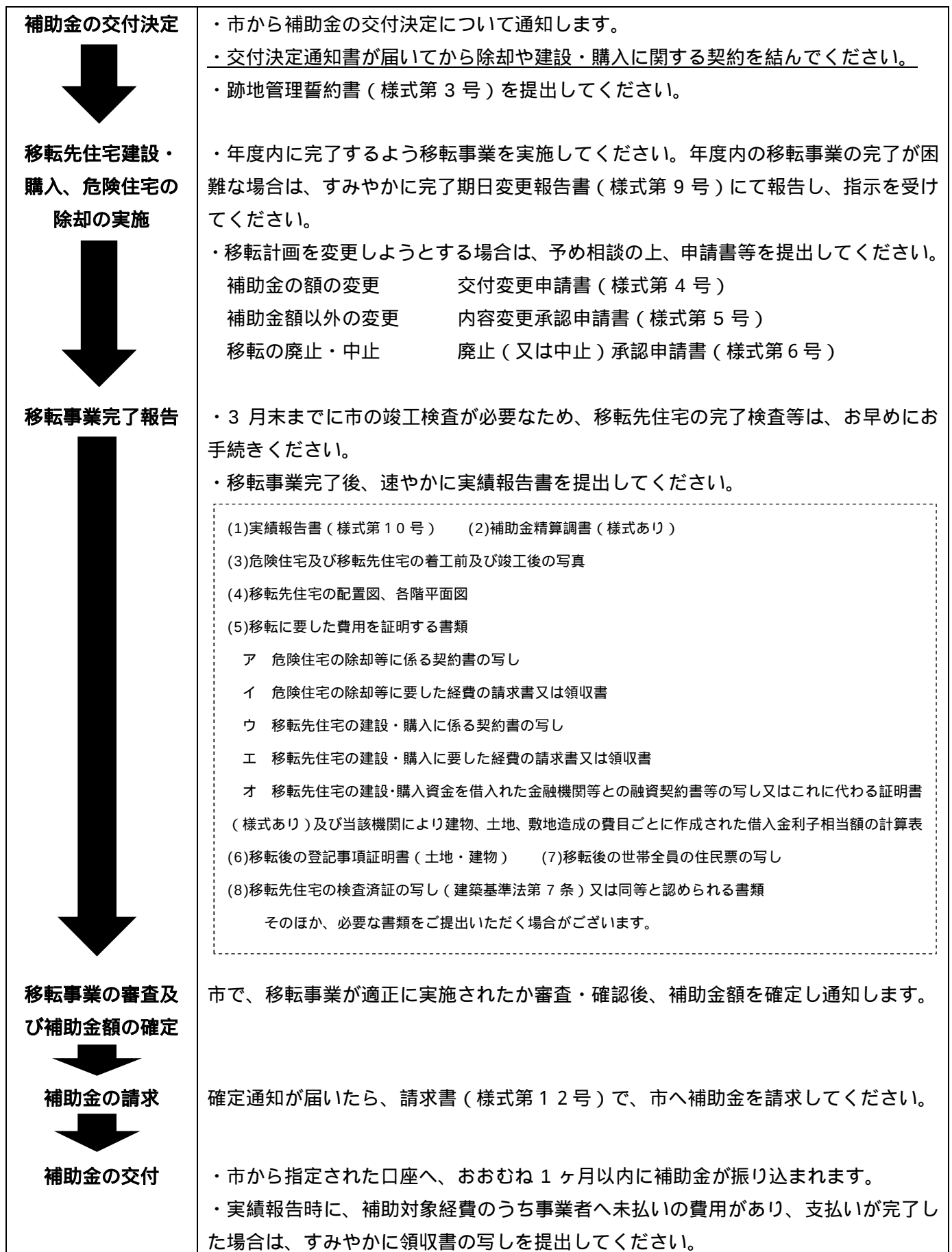
補助金の交付申請

- ・補助額、補助要件、手続きなど熊本市建築指導課までお問い合わせください。
- ・移転事業実施計画を熊本市建築指導課と協議し作成していただきます。

次の申請書類を提出してください。

- (1)補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2)移転事業実施計画書（様式あり）
 - (3)危険住宅及び移転先住宅の位置図、案内図、配置図、平面図、現況写真
 - (4)移転元の敷地断面図、簡易測量写真（移転先にもがけがある場合は、移転先の敷地断面図）
 - (5)移転元及び移転先の登記事項証明書（土地・建物）及び字図
 - (6)生計を一にする世帯員全員の住民票の写し（本籍、続柄入り）
 - (7)危険住宅の所有者の本市市税の滞納がないことを証明する書類（申請日から3月以内に交付されたもの）
 - (8)補助対象経費に係る見積書等の写し（金融機関等が作成した借入金利子相当額の計算表含む）
 - (9)資金計画書（様式あり）
 - (10)誓約書（様式あり）
 - (11)実施設計書（工事施工の場合）
- そのほか、必要な書類をご提出いただく場合がございます。

熊本地震により公費解体する場合は、公費解体決定通知書及び完了通知書の写しをご提出ください。



< お問い合わせ先 > 熊本市役所 建築指導課

電話番号 096-328-2513 FAX 096-351-2182

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1 メール：kenchikushidou@city.kumamoto.lg